

記者発表資料

関東地方整備局事業評価監視委員会(平成22年度第1回)の開催結果及び
関東地方整備局事業評価監視委員会(平成22年度第2回)の開催について

関東地方整備局では、平成22年7月23日に、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業評価監視委員会を開催しましたので、審議結果をお知らせします。

平成22年度の審議方法について了承されました。

なお、議事概要は、別紙1のとおりです。

また、関東地方整備局事業評価監視委員会(平成22年度第2回)を下記のとおり開催します。

記

- 1.開催日時 平成22年8月3日(火)14:00~16:00(予定)
- 2.開催場所 九段第3合同庁舎 11階 共用会議室1
東京都千代田区九段南1-2-1 TEL 048-600-1329
- 3.議事(予定)(別紙2のとおり)
再評価の審議(河川事業、道路事業)

審議は、報道機関を通じて公開いたします。

カメラ撮り等は、冒頭から関東地方整備局長挨拶までが可能です。

当日の配付資料は、8月4日(火)に関東地方整備局ホームページに掲載する予定です。

配付資料については、関東地方整備局ホームページでご覧下さい。

関東地方整備局ホームページ(<http://www.ktr.mlit.go.jp/>) 情報公開 公共事業の評価

URLダイレクト入力の場合 <http://www.ktr.mlit.go.jp/shihon/index00000018.html>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、神奈川建設記者会
茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、刀水クラブ
千葉県政記者会、東京都庁記者クラブ、神奈川県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 TEL. 048-601-3151(代表)
048-600-1329(夜間直通)

地方事業評価管理官 たなか よしあき 田中 良彰 (内線2118)

企画部企画課課長補佐 いじいじま まさのり 飯島 正典 (内線3153)

関東地方整備局事業評価監視委員会(平成22年度第1回)

議事概要

1.日 時 平成22年7月23日(金)18:00~19:30

2.場 所 九段第3合同庁舎 11階 共用会議室2

3.出席者

[委員]

秋山 哲一(東洋大学理工学部建築学科教授)

家田 仁(東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授)

佐々木 淳(横浜国立大学大学院工学研究院教授)

清水 義彦(群馬大学大学院工学研究科社会環境・デザイン工学専攻教授)

堤 マサエ(山梨県立大学国際政策学部総合政策学科教授)

萩原 清子(佛教大学社会学部公共政策学科教授)

山崎 朗(中央大学経済学部教授)

(敬称略、五十音順)

[関東地方整備局]

局長 菊川、副局長 梅山、副局長 林部、総務部長 渡辺、
企画部長 金尾、建政部長 永森、河川部長 山田、道路部長 縄田、
港湾空港部長 北山、営繕部長 遠藤、用地部長 深澤 他

4. 議 事

(1) 挨拶

- ・関東地方整備局長

(2) 国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の改正概要

(3) 関東地方整備局事業評価監視委員会規則の改正概要

(4) 委員長の互選

- ・家田 仁（東京大学大学院教授）を委員長に選出

(5) 委員長代理の指名

- ・鈴木 誠（東京農業大学教授）を委員長代理に指名
（委員会欠席のため、後日事務局より報告）

(6) 平成22年度の審議方法について

- ・事務局より説明された審議方法について了承
- ・次回委員会の審議案件の対応について、12件中3件が特に重点的な審議を要する案件として選定

関東地方整備局事業評価監視委員会(平成22年度第2回)

開催日時 平成22年8月3日(火) 14:00~16:00(予定)

開催場所 九段第3合同庁舎 11階 共用会議室1

東京都千代田区九段南1-2-1

1. 審議予定の対象事業

再評価

(河川事業)

- (1) 那珂川総合水系環境整備事業
- (2) 荒川総合水系環境整備事業
- (3) 鶴見川総合水系環境整備事業
- (4) 利根川総合水系環境整備事業(利根川・江戸川環境整備)
- (5) 利根川総合水系環境整備事業(霞ヶ浦環境整備)
- (6) 利根川総合水系環境整備事業(小貝川環境整備)
- (7) 利根川総合水系環境整備事業(利根川河口堰)
- (8) 利根川総合水系環境整備事業(常陸川水門)
- (9) 利根川総合水系環境整備事業(渡良瀬遊水地)
- (10) 利根川総合水系環境整備事業(蕨原ダム)
- (11) 湯西川ダム建設事業

(道路事業)

- (1) 一般国道50号 下館バイパス

2. 公開にあたってのお知らせ

当日傍聴される報道関係者の皆様におかれましては、審議の支障とならないよう係員の注意事項に従ってください。